

議会

令和元年 第4回定例会

令和元年第4回定例会が12月10日から11日までの2日間の会期で開催されました。審議されたのは令和元年度一般会計補正予算など議案23件、報告8件、同意6件、諮問2件、意見書案1件で、いずれも原案どおり可決されました。

報告

- ◆ 所管事務調査報告（各常任委員会）
- ◆ 委員会調査報告（北海道胆振東部地震復興特別委員会）
- ◆ 現金出納例月検査の結果報告
- ◆ 専決処分の報告

同意

- ◆ 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員の任命
- ◆ 厚真町情報公開・個人情報保護審査会委員に次の5人が選任されました。
- ・今村陽子（鹿沼・64歳）
- ・石橋公昭（宇隆・57歳）
- ・佐藤耕一（上厚真・53歳）
- ・櫻井裕子（表町・43歳）
- ・日西大介（表町・38歳）

諮問

- ◆ 人権擁護委員候補者の推薦
- ◆ 厚真町固定資産評価審査委員会委員の選任
- ◆ 厚真町固定資産評価審査委員会委員に次の1人が選任されました。
- ・大山一樹（上厚真・47歳）

議案

- ◆ 厚真町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の制定
- ◆ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- ◆ 厚真町復旧・復興基金条例の制定
- ◆ 災害復旧事業の加速ならびに防災・減災対策および公施設等の強じん化を推進し、併せて住環境設備、産業経済振興、地域再生、環境保全、森林再生、その他社会基盤の充実などを通して厚真町の復興に取り組みするため厚真町復旧・復興基金を設置しました。
- ◆ 厚真町議会議員期末手当支給条例の一部改正
- ◆ 厚真町特別職の給与に関する条例の一部改正
- ◆ 厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正
- ◆ 厚真町職員定数条例の一部改正
- ◆ 厚真町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正
- ◆ 厚真町ふるさと応援基金条例の一部改正
- ◆ 厚真町税条例の一部改正
- ◆ 厚真町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
- ◆ 厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ◆ 厚真町野営場設置条例の一部改正
- ◆ 厚真町公共下水道条例の一部改正
- ◆ 財産の取得
- ◆ 職員端末等100台
- ◆ 令和元年度厚真町一般会計補正予算（第11号）
- ◆ 令和元年度厚真町の一般会計予算は歳入歳入それぞれ6億4367万円が追加され、総額は156億4778万2千円となりました。補正された主なものは次のとおりです。
- ・復旧・復興計画策定事業（胆振東部地震）：5100万円
- ・住民活動推進事業（胆振東部地震）：1300万円
- ・ふるさと応援基金費：1440万円
- ・復旧・復興基金費：2億3501万円
- ・林業施設災害復旧事業：2億9600万円
- ◆ 令和元年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算
- ◆ 令和元年度厚真町後期高齢者医療特別会計補正予算
- ◆ 令和元年度厚真町介護保険者医療特別会計補正予算
- ◆ 令和元年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算
- ◆ 令和元年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算
- ◆ 令和元年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算
- ◆ 平成30年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算
- ◆ 平成30年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- ◆ 平成30年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- ◆ 平成30年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定

- ◆ 平成30年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定
- ◆ 平成30年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- ◆ 平成30年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- ◆ 平成30年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

意見書案

◆ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

副町長に西野和博氏を選任

昨年12月27日に開催した第13回臨時会で副町長の近藤泰行氏（新町・65歳）の退任に伴い、西野和博氏（豊丘・61歳）が副町長に選任されました。



（プロフィール）厚真町生まれ、苫小牧工業高校卒業。昭和53年11月に町職員に。まちづくり推進課参事、産業経済課長、災害復興担当理事を歴任。

お知らせ

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7872
（総合ケアセンターゆくり内）
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、申請手続きが必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。



自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

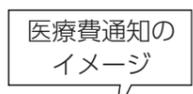
| 負担割合 | 区分 | 自己負担額の合計の基準額 | |
|------|---------|---------------------|------|
| 3割 | 現役並み所得者 | 【課税所得690万円以上】 212万円 | |
| | | 【課税所得380万円以上】 141万円 | |
| | | 【課税所得145万円以上】 67万円 | |
| 1割 | 一般 | 56万円 | |
| | 住民税課税世帯 | 区分Ⅱ（※1） | 31万円 |
| | | 区分Ⅰ（※2） | 19万円 |

- （※1）世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- （※2）世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町民福祉課町民生活グループにお申し出ください

医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者へ送付します。発送日は、9月下旬と3月下旬の年2回です。



| 受診年月 | 診察を受けた医療機関等 | 診察区分 | 日数 | 医療費総額 | 自己負担額 | 食事療養・生活療養費 | | |
|---------|-------------|------|----|---------|--------|------------|--------|-------|
| | | | | | | 回数 | 費用額 | 標準負担額 |
| 平成31年1月 | 〇〇病院 | 医科外来 | 1 | 18,000 | 1,800 | | | |
| 平成31年2月 | ××薬局 | 調剤 | 1 | 10,000 | 1,000 | | | |
| 平成31年2月 | △△病院 | 医科入院 | 5 | 202,000 | 20,200 | 15 | 11,490 | 5,400 |
| 合計 | | | | 230,000 | 23,000 | | 11,490 | 5,400 |

- ※ この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
- ※ この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診察日数などに間違いがないか確認しましょう。

結婚新生活支援補助金

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯を対象に、新生活に伴う住宅の取得や引越しに係る費用の一部を助成します。

●対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ・平成31年1月1日～令和2年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の世帯
- ・新婚世帯の所得の合計が340万円未満の世帯
(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します。また、一方が離職し無職の場合はその方の所得はないものとして取り扱います)
- ・住居が町内にあり、町内に住民票を有している新婚世帯
- ・市町村住民税等に滞納がない世帯
- ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

●対象経費

平成31年1月1日～令和2年3月31日の期間に係る次の経費

- ・新規の住宅購入費
- ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
※住宅手当や引越手当などの支給がある場合は、手当分については補助対象外
- ・結婚に伴う引っ越し費用(業者への支払い分)

●助成額 上限30万円

●申込期限

3月31日(火)まで
※申請前にご相談ください。

●提出書類

- ・補助金申請書
- ・戸籍謄本または婚姻証明書
- ・夫婦2人の所得証明書
- ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
- ・住居を取得した場合は売買契約書と領収書等支払金額のわかる書類
- ・住居を賃借した場合は賃貸借契約書と領収書等支払金額のわかる書類
- ・引越費用(引越業者に支払った金額の確認ができる書類)
- ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
- ・貸与型奨学金の返還額がわかる書類(対象者のみ)
- ・退職証明書(対象者のみ)



高校生の通学費等助成

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費等の一部を助成します。

●対象

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者(町内在住に限る)

●助成内容

月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元

●対象期間

令和元年10月～令和2年3月分
(長期休暇1カ月分を除く)

●必要書類

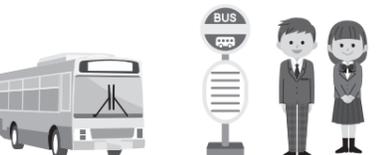
- ・在学証明書(発行日から2カ月以内のもの)
※卒業証書は不可
- ・あつまるカード
- ・印鑑

●受付場所

町民福祉課 子育て支援グループ、上厚真支所

●受付期間

3月31日(火)まで



厚真町プレミアム付商品券 厚真町生活再建支援商品券

町商工会 ☎ 27-2456

厚真町プレミアム付商品券および厚真町生活再建支援商品券の販売・有効期限が迫っています

消費税増税による影響の緩和と地域における消費を喚起するため、住民税非課税者・子育て世帯向けの厚真町プレミアム付商品券を販売しています。

また、被災者の生活再建を支援するため厚真町生活再建支援商品券を販売しています。

どちらも販売・有効期限が迫っていますので、お早目に手続きするようお願いいたします。



厚真町プレミアム付商品券

厚真町生活再建支援付商品券

●販売期間

2月28日(金)まで
※購入対象者には厚真町プレミアム商品券引換券または厚真町生活再建支援商品券決定額の案内を郵送しています。

●販売場所

町商工会

●有効期限

3月31日(火)まで
※有効期限を過ぎると利用できなくなります。
※払い戻しなどは行っていません。

確定申告

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

申告書は自分で作成して、お早めに!

令和元年分の所得税および復興特別所得税ならびに贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(火)までです。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax(電子申告)をご利用ください。

申告相談会場などで発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォンなどからe-Taxによる申告書などのデータ送信が可能です。

なお、作成済みの確定申告書は郵送などにより税務署に提出してください。

苫小牧税務署
〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4-17

消費税の課税事業者の方は区分経理が必要です

軽減税率の対象品目の取引がある課税事業者は、日々の経理において、売り上げや仕入れ(経費)を税率の異なるごとに区分して記帳する「区分経理」を行う必要があります。

また、課税事業者の方が、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理をした帳簿および区分記載請求書などの保存が必要です。

国税はキャッシュレス納付をご利用ください

国税の納付にはさまざまな方法がありますが、中でもキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、ぜひご利用ください。

○振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ることで、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度手続を行えば継続してご利用が可能です。

○クレジットカード納付

パソコン・スマートフォンなどから、国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp>)にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

○その他納付方法

QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付方法を選択できます。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。